

## 憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

### 第4回 憲法と人権の限界 (1)

#### 1. 法人の人権

- ・ 法人にも、性質上可能な限り人権が保障される（八幡製鉄事件最高裁判決（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁））。
- ・ 法人は、自然人とは異なり肉体を有しないので、一定の人身の自由、社会権や参政権などが保障されない。その他の人権については、法人の固有の性格と矛盾しない範囲内で保障される。

#### ○ 八幡製鉄事件最高裁判決（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）

A（八幡製鉄株式会社、現在の新日鐵住金株式会社）は、1960（昭和35）年3月、自由民主党に対し350万円の政治資金を寄附したが、Aの株主であるXは、この行為が、Aの定款の規定する所定事業目的（「鉄鋼の製造及び販売並びにこれに附帯する事業を営むことを目的とする」）の範囲外の行為であり、改正前の商法266条1項5号（現在の会社法423条1項）の「法令又ハ定款ニ違反スル行為」に該当し、取締役の忠実義務に違反する行為（改正前の商法254条ノ2、現会社法355条）であるとして、Aの取締役Yらに対し、Aに代位して損害賠償責任を追及する訴えを提起した。

最高裁判所は、(1) 会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とする一方、他面、社会の構成単位として、社会通念上期待し要請されることを行いうる、(2) 憲法は、政党の存在を当然に予定しているものであり、議会制民主主義を支える不可欠の要素である政党の健全な発展に協力することも、社会的実在としての会社に当然に期待されていることであるから、会社には政治資金の寄附を行う能力がないとはいえない、(3) 参政権は自然人である国民のみに認められるものであるが、会社は納税者の立場から国や地方公共団体の施策に対して意見を表明するなどの行動ができる、(4) 憲法上の国民の権利・義務は、可能な限り内国法人にも適用されるべきであるから、会社は、国民と同様に、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為を行う自由を有する、(5) 政治資金の寄附もその自由の一環であり、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではないと判示した（Xの請求を認めなかった）。

#### 2. 外国人の人権

- ・ 外国人にも、性質上可能な限り人権が保障される（マククリーン事件最高裁判決（最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁））。

- ・ 外国人には、出国の自由は保障されるが（最大判昭和 32 年 12 月 25 日刑集 11 卷 14 号 3377 頁）、入国の自由は、国際慣習法上、当然には保障されない（最大判昭和 32 年 6 月 19 日刑集 11 卷 6 号 1663 頁）。再入国の自由も保障されない（森川キャサリーン事件最高裁判決（最判平成 4 年 11 月 16 日））。
- ・ 社会保障はその人の帰属する国の政府の責任で行うべきであるから、外国人には、生存権などの社会権は保障されない。

○ マクリーン事件最高裁判決（最大判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁）

アメリカ合衆国の国籍を有する X は、1969（昭和 44）年 5 月 10 日、在留期間を 1 年とする上陸許可を得て入国したが、入国後、無届で職場を変えたり、ベトナム戦争反対、出入国管理法反対、日米安保条約反対などのデモや集会に参加したりするなどした。翌年、X が 1 年間の在留期間の更新を申請したところ、法務大臣が許可しなかったので、X は、この不許可処分の取消しを求めた。

最高裁判所は、(1) 憲法上、外国人に入国の自由は保障されていないことはもちろん、在留の権利も保障されていないとしたうえで、(2) 日本国憲法第 3 章の規定による人権保障は、権利の性質上国民のみを対象とするものを除き、外国人にも保障されるが、政治活動の自由については、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼさない範囲でのみ保障されるにすぎないと判示した（X の請求を棄却した）。

## Quiz

Q4 法人及び外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第 3 章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用され、また、同章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。
- イ. 法人は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し、又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有し、公益法人であり強制加入団体である税理士会が、政党など政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付するために会員から特別会費を徴収することを多数決原理によって団体の意思で決定し、構成員にその協力を義務付けた上、当該寄付を行うことも、当該寄付が税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものである場合は、税理士会の目的の範囲内の行為として認められる。
- ウ. 会社が、納税の義務を有し自然人たる国民と等しく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はないが、会社による政治資金の寄付は、その巨大な経済的・社会的影響力に鑑みると、政治の動向に不当に影響を与えるおそれがあることから、自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるといえる。
- エ. 政治活動の自由に関する憲法の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動など外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないとして解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても及ぶことから法務大臣が、憲法の保障を受ける外国人の政治的行為を、在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることは許されない。
- オ. 地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするものについては、原則として日本国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきであり、外国人が就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない。

1. ア、イ    2. ア、オ    3. イ、エ    4. ウ、エ    5. ウ、オ

(平成 25 年度国家公務員採用一般職試験)